

申して、海神に坐せるに思ひ合するに、月夜見乃持
有とは、月讀尊の所知看す謂なるなり、其事、委し
くは傳十三卷に云へり、見合すべし、其の中にも、
火之燒速男神とも申して、火産靈神計り奇異なる大
神は坐ざりけり、其は黄泉國段も、天石屋段も、御
天降段も、共に此大神に預らざる事なむ無かりける、
其一二を云は、鎮火祭詞に、麻奈弟子爾火結神生
給氏、美保止被燒氏、石隱坐と有りて、此神の生坐
る爲に、伊弉冉尊は石隱坐し、に起りて、下津國に
往き坐りしかば、第六一書に伊弉諾尊恨之曰、唯以
一兒替我愛之妹者乎、則云々、遂拔所帶十握
劍、斬軻遇突智云々と有るが如く、行ひ給へりし
故に、此より火産靈神は、其黄泉國の事とし云へば
甚々嫌ひ給ふ事と成りて、其防ぎを耳ぞ物爲給へり
ける、故、伊弉諾尊の、其國より逃げ歸らせ給へる
時も、千人所引磐石を以て、其坂路に塞へ給へる、
其磐石は、本其神の被斬給へる血に化れるが始に
て、成れる物なる故に、其境を越えて、黄泉神の得
犯して出で來ざるは、火結神の御稜威を畏るゝを以
てなり、又、彼穢き醜國の汚穢を盪滌がせ給ふ時に、

八十枉津日神、神直日神、大直日神は成り坐せるを、
各、御名に日と稱へ申すは、火の謂にて、枉津日神
は、彼國の穢火に觸るゝ時は、一速く荒び罰め給ひ、
直日神は、又其を鎮むる神に御在せるなど、皆火産
靈神に係れる所以なり、天津宮事と、皇大朝廷に傳
へ給ふ御儀式に、六月十二月晦日に、大祓を行はせ
給へる、即ち鎮火、道饗の祭典ある事本是なり、(大
祓は過去の罪穢を祓ふなり、此に亞て鎮火祭を被
行るゝ事はしも、齋火を續改めて穢火を避くるなり、
道饗祭は、未來に禍事の起り來らざる爲に行はるゝ
所由など、予已に祝詞講義に説き置けり) 借、伊
弉諾尊、黄泉國より返り坐して盪滌し給ふと雖も、
其御身に着けさせ給へる物に、彼國の汚穢の染みた
る程こそ有りければ、其に依りて荒振神出來りけ
しき事轉、有りしかば、日神天石窟に入り御在し坐
し、故に、荒振神所を得て、荒び健びたりき、此に
火産靈神の亦名、津速産靈神の曾孫天兒屋命、亦名
は八意思兼神、深く遠く思慮りて、彼神を招き奉ら
むと、八百萬神を天安河原に神集して、共に謀り給

ひ、天香山の眞男鹿の肩を内拔に抜きて、天香山の
天波々迦を取りて占へ擬はしめ、天香山の鏡を取り
て、八咫鏡を造り奉り、又日矛を造り奉らむと爲て、
天香山の眞名鹿の皮を全剝に剝て、天羽輪を作り、
天香山の五百箇眞賢木を掘に掘て、上枝に玉を懸け、
中枝に八咫鏡を懸け、下枝に青和幣、白和幣を取り
垂て、天鈿女命、天香山の天之日影を手繩とし、
天之眞拆を鬘とし、天香山の小竹葉を手草に結ひて、
八百萬神等共に祈り奉らしけるに、終に日神の聞食
して、出させ給ふ事と成れるは、思兼神、其禍事の
起り出でたる本を知りて、謀り申されしが故なり、
天香山、天安河の物を取りて、其を以て招き奉るは、
軻遇突智神の御稜威を以て、妖氣を拆く神量なる者
なりかし、(此時の神等は、天兒屋命を始めとして、
軻遇突智神の御身より成り坐る神の多き事、寶鏡開
始章に説けるを以て辨ふ可なり) 又、天孫降臨の時
にも、殘賊強暴横惡之神、此國に多在りしかば、思
兼神を以て思慮は令給ひし事、記紀二典共に所見た
るが如し、借其章に、高皇産靈尊、更會諸神、選當
遣於葦原中國者、僉曰磐裂根裂神之子、磐筒男磐

筒女所生之子、經津主神是將佳也、時有天石窟
所住神、稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯
速日神、熯速日神之子武甕槌神、此神進曰、豈唯經津
主神獨爲大夫而、吾非大夫者哉、其辭氣慷慨、
故以即配經津主神、令平葦原中國、云々於於是二
神、誅諸不順鬼神等、果以復命と有りて、皇祖天神
の神量も、思兼神の思慮る所も、八百萬神の選ふ所
も皆火神の御身より成り坐せる經津主神、武甕槌神
なりしかば、案はずが如く、殘賊強暴横惡之神を、
悉く言向和し坐して、果して復命し給ふ事と成れる
も、火神は黄泉國を甚々惡み坐すが故に、黄泉神は、
又火神を可畏み怖るゝが故なり、此時の事、天香山
とは無けれども、古事記に、高御産巢日神、天照太
御神之命以、於天安河之河原、神集八百萬神、集而、
云々と有りて、其神議の所、天安河之河原なり、又
返矢の所に、爾其矢自雉胸通而、逆射上、逮下坐
天安河之河原、天照大御神、高木神之御所と見え、
又上に引ける武甕槌神の事を、爾思兼神、及諸神白
云、坐天安河河上之天石屋、名伊都之尾羽張神と有
り、天安河の河上と云へば、天香山に思ひ合せらる

めり、此を以て、火神の御稜威の較略は曉るべくオホカクな
む。又伊豫風土記に、伊豫郡、自郡家以東北、在天山、
所名天山由者、倭有天加具山、自天降時、二分而以三片端者天降於倭國、以三片端者天降於此土、因謂天山也とあり、神名式に、越智郡大山積神社(名神大)と有るは、由有るにや、又萬葉抄に、阿波國風土記の如くは、空より降下りたる山の大なるは、阿波國に降下りたるを、天詔戸山と云ひ、其山の碎けて大和國に降り着きたるを天香山となし申す」とあり、神名式に、波爾移麻比彌神社有るも由有る事、上(五五三)に云へるが如し、大和國なるは、式に天香山坐櫛眞命神社(大、月次、新嘗、元名太麻著乃知神)と有るは、神武天皇御紀に、天香山社と有れば、神代よりの舊社なり、又畝尾坐健土安神社(大、月次、新嘗)畝尾都多本神社(鉞、初)と有るも、古事記に、香山之畝尾と有れば、天香山の内なる事を知るべし、又、柳生系圖に、春日社記、曰昔天照太神、開天磐戸出現時、天香久山、岩戸分爲兩、其一者飛行於虛空、其一者留在大和國、號其處曰神戶岩と有り、柳生は、和名抄郷名に、

添上郡揚生(也木布)とある、其より出たる氏なれば、其神戶岩の所在、其邊に在るべし、此も天香山の天降れる證とは成りぬべき者なり、(右の神戶は、迦牟倍と訓むべきにや、職原抄に引かれたる異本古語拾遺に、抄云、天磐屋者、大和國神部云處也、と有ると同處と聞ゆれば、添上郡の内_ニに在るべきなり、右の其一者飛行於虛空と有るは、神社考、又神名帳頭書に出たる、戸隱山の故事に合へり、然れば、天香山の天降れるは、天石窟を開きて、同神の出で給ひし時にこそ)斯れば、本、火神の御骸の天に上りて天香山天安河とは成れりしを其天より降着て此にても、天香山と云ふ耳ならず、埴山姫神も、其山に屬きて天降坐る故に、埴安と云ふ地名も神代ながらに在りつるを、神武天皇の此に埴を取り給ひしも、其妖氣を鎮め給ふ神策に出でたるにて、皆右に云へる如き、神代の迹を踏ませ給へる者にして、如初此に出でたるなり、故、鈴屋大人の説に依りて、如此く考徴せる者なり、(但し、天安河の天降れる事は、物に見えざれば今云難しと雖も、近江國に野洲郡有るは由有ることには非じか、猶瑞珠盟約章に就て云

べし)

一書曰伊弉冉尊生火神時被灼而神退去矣故葬於紀伊國熊野之有馬村焉土俗祭此神之魂者花時亦以花祭又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣

此は、古事記に、故其所神避之伊邪那美神者、葬出雲國與伯伎國堺、比婆之山也とある、異傳の如く聞えて異傳に非ず、此を鎮火祭詞に合せて考ふるに、詞に、火結神生給氏、美保止被燒氏石隱坐氏、と有るは、始め入り給へる穴にて、其は此の熊野のなり、次に吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏、所思食久云々、返坐氏更生子と有るは、古事記に、故其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也と所見たるにて、其熊野より土中を泳り出でさせ給へるにて、其御子生み坐し、は、顯國にての事にて、與美津枚坂にては非ざるな

り、然れば其御子を生み竟へて再び入り坐し、は、右の比婆之山なりけるを、其石隱の古傳を亡なへりしより、自隱坐す事を、他より葬り奉る事として、葬字を書れたるが故に、此も異傳、其も一傳と、中古より以來、其正實の知られず成りにたる者なり、御紀には、始に石隱坐し、熊野の傳を立られ、古事記は後の比婆之山なるを被取たる者なり、若て彼絶妻之誓の有りし黃泉比良坂は、彼伊賦夜坂にて、此に再び其黃泉國より出で坐し、所なり、然れども、千引石を其に取り塞へ給へりしかば、後度に至りて其往來は此に絶えたりし者と見ゆ、(纂疏に、古事記、舊事紀、謂葬出雲國、與伯伎國之堺、比婆之山、不與此書同、未知是非と有るは、石隱の事を葬處と思ひ混へ給へるが故なり、此は實に、平田翁の大功なる者なり、阿波禮、予が此説を聞きて、其印可を賜はらま欲しきは、此大人一人なり) ○神退去矣は、古事記に、所神避之とあり、其の説上に出づ、(五五六) ○紀伊國名義、寶劍出現章第五一書に説くべし、○熊野は、神武天皇御紀に、熊野神邑、又熊野荒坂津、仁德天皇御紀に、熊野岬と

も有りて、紀伊國牟婁郡に屬ける地名なり、國造本紀に、熊野國造、志賀高穴穗朝御世、饒速日命五世孫、大阿斗足尼、定賜國造とあり、(寶劔出現章第六一書に、熊野之御崎と有るは、出雲國にて別なり、其第五一書に熊成峰と有るは、紀伊國ならむの疑有り、其は其傳に云ふべきなり) 名義、熊野は隱去の義にて、彼鎮火祭詞に、美保止被燒氏石隱坐氏とある、石隱れの穴は、此有馬村なる事、右に云へるが如くなれば、伊弉冉尊の此時の事に起りて、其隱坐し由に因れる名なり、出雲風土記に、意宇郡熊野神社、又熊野山有るは、彼素戔鳴尊の、根國に入り坐し、に因りて起れる名にて、國は違へども、神は異なれども、同じ義なる者なり、隱を許母流とも云ひ、八十垺手と云ふなど皆同じ語なるを以て知るべし、然るを、熊野を隱野と云ふ義ごと、地に形容て云ふは非なり) ○有馬村は、現祭村にて、其現は、御阿禮の阿禮なるべし、其は其石窟より、現身ながら下津國へ入り御在し坐し、を、顯國に現出返らせ給ふべく、神代より鎮祭れりし故に、其義を以て號けたりし者なり、通證に、那智三卷書曰、有馬村有

産田宮(今按、聞之新宮神人、合祭冉尊軻遇突智也)乃、伊弉冉尊神退之地、而其東有隱窟、亦曰産立窟、亦曰花窟、(花窟見增基熊野紀行)所葬伊弉冉尊、岩窟也、(今按、去宮三里許、海濱突出、大巖壁也)每歲暮春、以繩作花及幡旗、(今按、攢簾賢木葉、爲花勝、垂之繩旗間也)圍繞於窟、歌舞祭之、蓋往古遺俗也と見えたり、所葬伊弉冉尊、など云は、御紀に依りて誤れるなれども、其外は用ふべし、又今按は、士清が此書に依りて説を成せりし者なり、其産田宮の祭神を伊弉冉尊、軻遇突智命と有るは然も有るべし、(神名式に、名草郡香都知神社、靜火神社、名神大と有るは、其同國なるに思ひ合せても曉るべき者なり、紀國神社録と云ふ書に、産田大明神、在有馬村、今云池邊と有り)又所葬伊弉冉尊、岩窟也と有るは、鎮火祭詞に、火結神生給氏、美保止被燒氏石隱坐と有る、其にて、崩御しを葬り奉れるには非ず、火神を生み坐すに依りて、御陰を被灼坐し、其火熱を避けむ爲に、姑く入り坐し、が、伊弉冉尊の見行し、に依りて、終に其石隱れ坐し、此岩窟より穿ち入りて、下津國に到り坐し、を、

此にも葬と書かれたるから、其誤を受けて書ける者なり、此を花窟と云ふは、花時亦以花祭と云ふ意を以て云へるなるべし、増基法師の廬主と云ふ物に、神無月の十日許り、熊野へ詣でけるに云々、京より出づる云々、御山に着く程に、木本毎に手向神多在れば云々、其より三日と云ふ日、御山に着きぬ云々、花窟の許迄着きぬ、見れば即ち岩屋の山なる中を穿ちて、經を籠め奉りたるなりけり云々、傍に王子窟と云ふ有り、唯、松の限り有る山なり云々、實に神の山と見ゆ、又、四十九院の窟の許に至る云々、盾崎と云ふ所あり、神の戦ひしたる所とて、盾を突きたる様の巖共有り、と有る是なり、其王子窟と云ふや軻遇突智神に由有る所ならむ、其四十九院の窟と云ふは、佛めかしき名なるは、伊弉冉尊の崩御し、と云より、然る穢らはしき名は負せたりけむ、南紀名勝志と云ふ物に、有馬村は、木之本庄、木之本村の南廿町計に在り、村の中央に有馬と云所の西邊に、産田神社有り、伊弉冉尊を葬たる處と云り、或曰、花窟に葬ると云り、花窟は、世俗大磐若窟と云り、此窟は在有馬莊、有馬村東北、岩高廿六丈、有石表、

高一丈三尺、自巖窟西北一丁、山上有名燈籠峰、毎年正五九月、僧讀經而祭焉、又云、熊野本宮府城の東三十三里、那智山の西北七里許に在り、と有り、盾が崎の事は、神武天皇御紀傳、天磐盾の下に合せて説き辨ふ可し) 神名式に、攝津國有馬郡有馬神社とあり、郡名と云ひ社名と云ひ、如何にも由有げなる事なり、風土記には、有馬神社圭田八十三束、三毛田所祭、大已貴尊、少彦名神也とあり、攝陽群談に、湯山は式の有間社なりと云るは、傳二十二に註るが如く、式に謂ゆる湯原神社(大月次新嘗)とある是なり、所祭三座、熊野三輪鹿舌神也、鹿舌神は有馬郡香下村、羽束山香下寺の本尊にて、救世觀音の垂跡、少彦名命也」と有れば、兩社共に、熊野より移し奉れるに因りて、有馬神社とは申し、有馬、湯泉とは云ふなめり、攝津志に、在中村屬邑西尾、今稱山王、近隣七村所祭、村民平日忌穢、婦人産期、出就水涯、分婉未曾有産死者、と有るも、伊弉冉尊に由有り、其七村の中に、結場村と云ふが有りて、神主は其に住へり、思ふに結場は花鎮場にて、彼花時亦以花祭と有る事を行ひし場なる由なるべし、

借此以花祭と云ふは、即ち鎮華祭の始なるべき事、次に云ふを見て知るべし、(其は神祇令、鎮華祭義解に、謂大神、狹井二祭也と有る、大神神、此社に鎮り坐せるに思ひ合す可く、又大和志に、狹井社を、今稱花鎮狹井神社と有るをも考へ合す可きなり、舊本、今昔物語廿八に、少輔入道寂蓮と聞えし歌詠有り、有馬社に詣で、社前なる物を見て、此山の、獅子殿めしく見ゆる哉、如何なる神の廣前ぞ此はと詠めりける、甚興有りてこそ聞えけれ、便なき状にてそ聞ゆる」と有る、此社の事なり)○葬は迦久理麻志伎と訓むへし、右に生火神時、被灼而神退去矣と見えたる、其御行方を云へるなり、然らざれば、何方より神退去坐し、とも知られざる故に、其有馬村の岩窟より、石隠れ入り御在し坐せりとなり、(但し始は火神を生み坐せるに依りて、被燒給へる火熱を避け給はむとして、入らせ給へるを後には終に其より潛り入らせ給ひて、下津國には至らせ給へる者なり)然るを、御紀にも記にも、葬字を書れたりしは、如何と云ふに、古には、鎮火祭詞に、石隠坐と傳はりたるが如く、記紀の傳も、迦久理麻須な

ど有りけむを、人世の生死と同じ事と心得僻めて、死體を葬ると同じさまに取り成して、迦久志奉流と、其自佗を換へて書かれたるには有れども、其に至りて、又打ち合ぬ事こそ有りけれ、古事記に所神避之とあり、現身ながら陽神の御許を離れ放り坐し、なり、此に神退去矣と有ると同じく、字の如く此を去り退き坐せるにて、共に崩御し、事には非ざれば、葬字にては打ち合ざる事なむ有りて、眞の古傳を亡ひ竟ざるは、然は云へ神の御心ぞかし、(釋秘訓に、葬を迦久志奉流、又袁佐米奉流、下皆倣之、古點、波布理奉流と有るは、字に就ては、實に然も有るべき事なれども、其本の謂を知ざる訓なれば取り難し、又記傳にも、葬を此に依りて訶久志奉流と訓むと、其説に石隠と云ふも、石構の内に葬り奉るに就て云ふ稱なり、と云れたれども非ず)○土俗は、釋秘訓に、古點久邇毘登爲避後嵯峨院御諱、可讀比登也、下皆倣之と有るに依りて、比登と訓むべし、後嵯峨院天皇の大御諱を邦仁と申奉れるより、忌避くべき大朝廷の大御諱なれば、少か違ひ奉るまじき者なり、(漢籍を讀と雖も、然る御定を守る事にて、大

學に與國人交止於信と有る國人は、久邇毘登とは訓まぬ事にて、久邇多美と訓み來れる事なり然るに近き頃の儒者は、然る御定め有りとも思ひ跋らで私の訓を物爲めり、假令孔丘が書なりとて、皇國にて讀まば、皇國の御掟を以て糺し讀べきを、怪しき事なり)○祭此神之魂は、其石隠坐し産立窟に就て祭る事なり、然るは此大神の入り坐し始など、八百萬神等共に、此土に復らせ給はむ事を請ひ申されし時の、神事の遣り傳はれるなる可し、右に考へ云ふ如く、有馬村と云ふも現祭村にて、其隱り坐しし岩窟より、現出給はむ事を請ひ申せるを、後には疫神を鎮め遇むる事を例と成して、年々に行へる事とは成りしかども、其本の謂に依れる名の傳はれるなる可きに就きて思ふに、賀茂舊記に、御祖多々須玉依媛命云々、既知妊身、遂生男子、不知其父、乃造宇氣比酒、令子持杯酒供父、此子持酒振上於天雲、而云吾天神御子、乃上天、于時御祖神等、戀慕哀思、夜夢天神御子云、各將逢吾、造天羽衣天羽裳、炬火擊鉢、又飭走馬、取奥山賢木、立阿禮、垂種々綵色、又造葵楓、嚴飭待之、吾將來也

御祖神、即隨夢教、令彼神祭と有るは、賀茂の御阿禮の始なるが、此の土俗の爲る祭の狀の相似たるは、此も其石隠坐し、伊弉冉尊の出で坐む事を請ひしに起りて、後には其御靈を招き奉る爲に仕へ奉れる習俗と成れるにこそ、借其文に、立阿禮と有るは、此の幡旗にて、伊弉冉尊を現出坐せと立て祭れりしに起れる名には非じか、然らざれば、何の謂れもなく、立阿禮と宣ふべきに非ざるを、思ふに、貞觀儀式、兵庫寮式掃部寮式に、阿禮幡と有るは、神代の遺制なるにてぞ有りぬべき、(然るを、後には賀茂の御阿禮耳名高き故に、愈々其佗なるは埋れたるなるべし、但し此は下津國に入り坐るを招き奉るなり、賀茂のは、上天に昇り坐るを招き奉るにて、別なるを引着けたる如く思ふらむ人も有りなめども、此を以て彼を知り、彼を取りて此を辨ふべき、神典の讀法を知らざる人の、又知るべき事ならず)○花時亦以花祭は、常に祭り奉る中にも、殊更に花時には、亦花を以て祭ると云事なり、右に引ける那智二卷書に、毎歲暮春、以繩作花及幡旗云々祭之、と有れども、古に然る花勝を以て祭らざりし

事、此に花時と有るを以て知るべし、偕、武藏風土記に大麻止乃智天神社云々、所祭大已貴命也、安閑天皇乙卯年、始奠官社、花時以花祭之、新稻之時、以新稻祭之と有りて、大已貴命を花を以て祭ると云は、傳八に註へるが如く、謂ゆる園韓神祭の所由にて、此は鎮華祭の起には非ざるが、其は神祇令季春鎮華祭義解に、謂大神、狹井二祭也、在春華飛散之時、疫神分散而行禱、爲其鎮遏、必有此祭、故曰鎮華と有るを年中行事秘抄に、鎮華祭三月晦日と有ると、右の毎歲暮春と有ると思ひ合せらるるなり、但し此は大神狹井二神の祭にて、伊弉冉尊の御事には非ざれども、疫神は道饗祭詞講義に説ける如く、彼詞に根國底國與里備備疎備來物と有りて、其本、黃泉國の鬼魅なれば、其を鎮め遏むる爲に、右の二神に就きて祭れるなれば、其疫神に就きては、此に由無きには非ざるを思ふべし、(集解に、釋云、大神、狹井二處祭、大神者、祝部請受神祇官幣帛祭之、狹井者大神之龜御靈也、此祭之者、華散之時、二神共散行疫、已爲止此疫祭之也、と有は心得ぬ釋なり、大神の大物主神、狹井は大國魂神に

て、藥師神と坐す、大國主神の和魂荒魂に坐せば、其を鎮め遏め給ふこそ、此神の被祭給ふ由なりけれ、然るを華散之時、二神共散而行疫と云ふは、古人に似合はしからざる龜說なる者なり、然るは、其疫神はしも、伊弉冉尊の、已に石隱坐し、後に、伊弉諾尊の追ひ往き坐して還らせ給へりし時、其國の穢に觸れたる御身の物を脱棄給ひしに依りて成れる神共なるが、其成り出でたる所謂に依りて、彼國に屬ける者なるが故に、古事記に、故號其伊邪那美命、謂黃泉津大神と有れば、右の行疫神の如きは、本より從ひ奉る者なり、故此を以て、伊弉冉尊の御靈を祭り奉りて、其行疫の神を鎮め遏むる事を祈り申せりし例を取りて、京にても大神、狹井等の神社に移し被行たるより、其は上に説へる攝津國有馬神社にても、思ひ合すべく、又、神武天皇御紀に、遂越狹野、到熊野神邑と有るは、萬葉三(十八丁)に、苦毛、零來雨可、神之埼狹野乃渡爾、家裳不有國と有る地にて、右の大神神社に由有り、又、熊野三山の内なる那智は、大已貴命なるべし、上野國神名帳に、大奈智明神、少奈智明神と云ふ例も有れば、

思ひ合せて、其然る可き由を曉るべき者なりかし、此等の事を考へ合すれば、其鎮華祭は、本より熊野に在りし事を、攝津國に移し、其より大和國の都より近ければ、却て大神狹井に其祭を移して、取り行はれけむも知るべからずかし、通證に引ける久安百首に、木國や有馬村に在す神に、手向る花は散らじとぞ思ふ、夫木集に、神祭る花の時にや成りぬらむ、有馬村に懸る白木綿、又、春風に梢咲き行く木國や、有馬村に神祭り爲よと有るは、右の義解に、在春葉飛散之時云々と有るに叶へるに、心を任ねて考へ合すべき者なり、故其鎮華祭は、此より出てたるならむかと思ゆる故に、今試に云ふ耳、(但、右の鎮華祭より出て、紫野今宮に、安禮花祭と云が有りて、又此を鎮花祭と云ひ、又其社は園韓神にて御在し坐なるに、春記には唐朝神と云ひ、四季物語には根國神と有り、其根國神と有は、其園韓神の御馭めを仰き奉る行疫神の事なり、唐朝神と云は、外蕃に溢れて、疫を行ふ神の謂なるべし、又松尾別社にも、花鎮祠有る由、山城志に書し、又乙訓郡上久我村にも、花鎮宮有り、又攝津志に、花鎮神社在河

邊郡安倉村と出し、又右に謂ゆる、有馬神社も花鎮場と云に、御在し坐すなど、小縁ならぬ事共なり、傳八卷を見るべし、○用鼓吹幡旗、歌舞而祭矣と有るは、神の御靈を招き奉る所作に就きて爲る態と見ゆ、上に引ける賀茂舊記なる、御阿禮の故事を以て考ふべし、又神功皇后御紀に、皇后選吉日入齋宮、親爲神主云々、因以千縉高縉、置琴頭尾而請曰云々と有るも、神の御命を請ひ給ふ爲に招き奉らし、なり、(斯れば右の鼓吹は、唯漢文に書かれたるにて、實には鼓吹耳には非ず、琴などを用ひたる事も有りしか、又は土俗の爲る態故に、然る事迄には至らざりしか、太神宮年中行事に、神の御命を請奉る爲に、以笏播御琴三度と有るも、此に由有ける事なり)○鼓吹は、舒明天皇四年御紀、唐國の使を江口に令迎給ふ所に、鼓吹旗幟皆具整と有るは、人の送迎に用ひたるなり、喪葬令に、親王以下に、鼓大角小角幡等を、各定れる員數有て、令從るも、右の例なり、天武天皇十二年御紀に、大伴連望多菟云々、發鼓吹葬之と有るは、別勅に依れるなり、古と雖も、大凡の人の葬には用ひざりし事と見ゆ、此等に

依て、此の伊弉冉尊にも、其擬ひを爲る事と思ふは非なり、此は神事にて、葬送などには非ざる者をや、又同天皇十年御紀に、三月庚午朔甲午、居天皇新宮井上、而誠發鼓吹之聲、仍令調習と有るを、都豆美布延と訓めり、職員令に、鼓吹司、正一人、掌調習(謂、教習鼓吹戸人^二也)鼓吹事とあり、然るを、軍防令に、凡軍團、各置鼓二面、大角二口、小角四口、通用と有れば、鼓と大角小角を合せて、鼓吹とは云へる者なり、(類史に、仁明天皇天長十年六月庚午、奏、雜兵司雜士部等二十人之内、割二人、鼓吹吹部三十四人之中、割大小角鼓生各一人云々、又鼓吹司吹部五十四人之中、割大小角鼓生各一人云々と有りて、鼓吹と常に並べ云ふ事なり)鼓は皮を以て包める由の名なるべし、和名抄には、和名を載せざるを、名義抄に、鼓を都豆美、腰鼓を美能都豆美、又久禮都豆美と有れば、都豆美は上代よりの名なるべし、萬葉二(三十四丁)に、齊流鼓之音者雷之聲登聞麻低とあり、(通證に、今按、鼓都曇也、唐書禮樂志、天坐伎有都曇鼓云々、と云へるは非なり、字鏡集に、楮を都々美、又帙を都々牟と有るに同じく、

皮を張り包む由なる事、決し)笛は、上代本記に、凡神樂之起、猿女君祖天鈿女命、採天香山竹、其節間雕風穴(通和氣、(今世號笛類也)と見え、本朝事始に、齋部私記曰、天磐笛、事代主命製之、奉天孫瓊々杵尊、以磬名也、以祝天孫也、と有れば、神代よりの物なる事云ふも更なり、繼體天皇二十四年御紀に、毛野臣逢疾而死、送葬云々、其妻歌曰、比擲笥賦、輔輿輔柁能明棲とも有り、天武天皇十四年御紀に、大角小角鼓吹幡旗云々と有るは、軍器のなれども、其の物同じ、萬葉二(三十四丁)に、吹響流小角乃音母(一云笛乃音波)とあり、和名抄に楊氏漢語抄云、大角、波良乃布江、小角、久太乃布江と見ゆ、名義抄にも、大角を征戰具とあり、波良と云ふ事未だ思得ず、或説に、寶螺なりと云へるは如何、小角は菅にて、竹を以て製れる謂なるべし、姓氏錄に、笛吹連火明命之後也と見えたるに、和漢三才圖會に、笛吹神、建多乎利命と有り、然るを、又姓氏錄、湯母竹田連、竹田川邊の祖に、武田折命と有るを、天孫本紀にも、六世孫に建多乎利命、笛連と見えれば、竹手折とも聞ゆめり、然れば笛の竹を

以て製れりし事知るべし、(斯れば、大角、小角の字に深く泥む可きに非ず、又名義抄に、角字を波良とも、久太とも訓めり、布江を省き云へるなり、右の御紀には、大角を波良、小角を久太と訓みたりき)○幡旗は、右に引ける神功皇后御紀に、千縉高縮とあり、古事記(雙栗宮段)に、物部之我夫子之、取佩於大刀之手上、丹盡著其緒者、載赤旛立、赤旛見者五十隱、山三尾之竹矣云々と見え、靈異記に、小子部栖輕が、雷を捕れる時、擊赤幡鉞乘馬と有れば、上古は専ら赤旗を用ひたりしなるべし、宮内省式に、供奉雜物、皆駄擔上、堅小緋幡、以標幟と見えたり、萬葉二に、指舉有、幡之靡者、冬木成春去來者、野每著而有火之、風之共靡如久と、火を以て誓へたるも緋幡なりしなるべし)推古天皇十一年御紀に、繪于旗幟と有れば、此時よりぞ種々なる幡は出で來にけらし、右等は神祭と威儀と征戰とに用ひたる事なるが、葬儀にも亦此を用ふる事、上に引ける喪葬令の如し、常陸風土記に、黒坂命の薨り給へる葬具儀に、赤旗青幡交雜飄颺と有り、萬葉二(二十三丁)に、青旗乃、木旗能上乎と

詠せ給ひ、十三(三十一丁)に青幡之忍坂山者と有るは、何れも挽歌なるを思ふに、葬具には専ら青旗を用ひたりしにや、(但し此の幡旗は、御紀を撰ひ給ひし時の土俗の態なれば、如何なる物とも知るべからざれども、右には古書に所見たる例を一二出す耳なり、右の那智三卷書の如くば、當時已に繩旗なりしにも有るべし)○歌舞而祭は、日神の天磐窟に隱り坐し時に、諸神等の神樂を奏せりし如く、伊弉冉尊の石隱坐し時に、其御子神等の然爲し給へるが傳りて、土俗の神事とは成れりし者なり、(通證に載たる或説に、此土俗之祭儀而、非國家之例典、雖然亦可謂墓祭之始也と云へるなどは、聞くに堪ざる忌はしき事なり)但し、此より神事に歌舞を用ふる耳ならず、葬儀にも、其事を行ふは、轉れるなるか、其も神世よりの事にて、天孫降臨章、天稚彥が死りたる其殯の所に、八日八夜管哭悲歌と有るを、古事記に、如此行定而、八日八夜八夜以遊也と有れば、歌舞などの有りし状なり、又、天孫本紀、饒速日命の薨坐し、所に、處其神屍骸、日七夜七以爲遊樂と有るなど、是なり、又古事記(日代宮段)に、倭建命

の御葬の時の歌を、故至^レ今、其歌者、歌^ニ天皇之大御葬^一也とも所^レ見たり、(但、右の饒速日命などの、骸を天にて殯^{アガヒ}爲し趣に云へるは、共に誤なり、骸こそは、此國にて死亡れ、其精神は天に上りて、神と成る事、瑞珠盟約章に云ふべし)又、歌舞耳ならず、此の用^ニ鼓吹幡旗^一などの神事と雖も、轉りては、葬儀に用ふる事と成れり、右に引ける天武天皇御紀に、發^ニ鼓吹^一葬^レ之、又喪葬令に、親王諸臣の葬に、大角小角幡等を被^レ用る、中古の儀を以て考ふべし、然れども、中古に此を葬儀の方にも取れる故に、却りては此の石隱の事をも葬送の事に取違へられて、前後の文脈に通れるなむ、甚々味氣無き事なりける、今其心を忘れて 此文を説き誤るべからざる者なりかし、

安政二年二月九日始、同廿九日成、

出版會承認い120101號

明治四十三年五月二十八日初版發行
昭和十八年十二月十八日再版發行(千部部)



日本書紀傳第一卷

定價 拾圓 賣價拾圓八拾錢
特別行爲稅相當額八十錢

原著者 鈴木重胤

編輯者 日本書紀傳刊行會

代表者 山口銳之助

東京都小石川區小日向臺町三ノ十一

發行者 通會社

代表者 佐伯龍彦

東京都小石川區諏訪町三十五

印刷所 (三三七) 島村印刷所

代表者 島村金次郎

發行所 (日本出版會々員番號) 會通社

振替東京一一五七二番

配給元 日本出版配給株式會社

東京都神田區淡路町二丁目九番地

978

103

終